第四十六条第一項（各号を除く。）	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第四十七条の二第二項第一号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、第三十条の二第二項第三号に規定する国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
［略］	［略］	［略］
第四十九条第一項（各号を除く。）	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第五十条の二第二項第二号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間、第三十条の二第二項第三号に規定する国民年金の被保険者期間又は合算対象期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員

第四十五条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
第四十六条第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
第四十七条の二第二項第一号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
第四十七条の三第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
第四十七条の三第二項第二号	国民年金法施行規則第一条各号	国民年金法施行規則第一条第一項各号
第四十八条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
第四十九条第一項第一号	及び住所	、住所及び氏名
［同上］	［同上］	［同上］
第四十九条の二第一号	及び住所	、住所及び氏名
第五十条の二第二項第二号	共済組合の組合員又は私学教職員共済制度の加入者であつた期間を有する者	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の組合員